

カードプリントシステム賃貸借仕様書

1 品 名 カードプリントシステム

2 目 的

個人番号カード、在留カード、新様式の在留カード、特別永住者証明書、新様式の特別永住者証明書、特定在留カード、特定特別永住者証明書を所有している者が住所変更等を行った場合に、カードの表面または裏面に新住所等を印字し、当カードを継続的に利用させるためのシステムを賃貸借する。

3 数 量 10 セット

4 設置場所	山口総合支所	戸籍住民課	3 セット
	小郡総合支所	総合サービス課	2 セット
	秋穂総合支所	総合サービス課	2 セット
	阿知須総合支所	総合サービス課	1 セット
	徳地総合支所	総合サービス課	1 セット
	阿東総合支所	総合サービス課	1 セット

5 賃貸借期間及び金額

(1) 令和8年10月1日～令和13年9月30日（60ヶ月長期継続契約による）

ただし、当該契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とするため、翌年度以降において歳入歳出予算の当該業務に係る金額について減額または削除があった場合は、山口市は本契約を変更または解除できるものとする。

(2) 契約金額は、ソフトウェアのセットアップ及び納品等導入のための諸費用を含む。

(3) 保守業務は別契約とする。

(4) 入札書には、消費税を除いた賃貸借期間全期間分（60ヵ月）の合計金額を記載すること。

6 仕 様

(1) 機器構成

① 券面プリントシステム専用プリンタ：エボリス社製（Zenius-is2）

② 券面プリントシステム専用アプリケーション（以下「専用アプリケーション」）

※パソコン本体は不要

(2) 機器の条件

① 次のスペックのパソコンで稼動するソフトウェア及び機器であること。

・OS：Windows10Pro、11(1809以上)

・メモリ：4GB以上

- ② プリンタ等の機器については、USB2.0 規格での接続とし、その接続するケーブルを用意すること。
- ③ プリンタインク（リボン）は、初期動作用にセットされたものに加え、1つ予備があること。

7 専用プリンタ機能

- ① カードプリンタに電源ボタンを有すること。
- ② カードプリンタにワイヤーセキュリティロック（盗難防止用）取付機能を有すること。
- ③ カードプリンタにLEDランプを有し、カードジャム、エラー等、一目で状況がわかること。
- ④ カードプリンタにてカードジャムが発生した際、ワンアクションで容易にカードを取り出せること。
- ⑤ カードスキャン、ICチップ読取りは、カードプリンタ内部で行えるように一体型モデルの設計であること。
- ⑥ 印字後のインクリボンに残存する個人情報を直接攪乱し、廃棄及び管理を容易にすることのできる個人情報保護機能を有すること。

8 専用アプリケーション機能

- ① 個人番号カード（2028年度導入予定の新様式を含む）、在留カード、新様式の在留カード、特定在留カード、特別永住者証明書、新様式の特別永住者証明書、特定特別永住者証明書の券面印刷に対応すること。
- ② 対応カード毎に印字入力画面を有し、住所、氏名等を入力することで対応カードの指定位置に印刷すること。
- ③ 個人番号カードの印字内容は、PIN 番号を入力することで、カードのICチップから変更内容を読み取りすることができること。変更内容に関してはテキストおよび画像に切り替えができること。なお、照合番号は誤読が発生しても手入力できること。
- ④ 住所データの登録、呼び出し機能を有すること。
- ⑤ 住所データはCSVファイルからの外部取り込み機能を有すること。
- ⑥ 印字文字サイズは0.1mm単位で都度変更でき、フォントは任意指定できる機能を有すること。
- ⑦ 1行の印字範囲を超えた場合は自動改行を行い、次行に移行する機能を有すること。
- ⑧ 2行印字をワンクリックで切り替えサポートする機能を有すること。また、その設定を保存することが出来ること。
- ⑨ 記載年月日の自動印字機能を有し、年月日を自由に変更できる機能を有すること。電子公印または専用印データを保存し、指定位置に指定サイズにて自動押印できる機能を有すること。また、行政デジタル化を考慮し、今後電子公印を追加する場合は、技術者立ち会いなく、容易に職員でカード毎に設定できる機能を有すること。

- ⑩ 同一情報を続けて印字することができる連続印字機能を有すること。
- ⑪ 誤印字防止策として、印字前にプレビュー画面を表示する機能を有すること。
- ⑫ カード挿入ミス防止策として、正規でない方向で挿入した場合、画面等で誤挿入が判定できる機能を有すること。
また、正規でない方向に挿入された場合、カードを排出する機能を有すること。
- ⑬ 対応カード毎にサインパネル枠（変更記載部分）を認識する機能を有すること。
- ⑭ 個人番号カード挿入時、照合画面を表示し照合番号を入力する事で IC チップ内の住所、氏名のテキスト情報及び画像情報を印字内容として使用できる機能を有すること。
- ⑮ 設定変更を行うためのパスワードを有すること。
- ⑯ パスワードを使用することで全ての設定を容易に修正できる機能を有すること。
- ⑰ アプリケーション上で設定内容のバックアップ及びリストアが可能であること。
- ⑱ パソコンの入替や移設が容易に行えるようアプリケーション上で設定内容のバックアップ及びリストアが可能であること。
- ⑲ アプリケーションに変更（バージョンアップ等）があった場合は、無償で更新（バージョンアップ）を行うこと。
- ⑳ アプリケーションはフリーライセンスとし、複数台の端末にインストールして運用することが可能であること。但し、同一庁舎内とし、他庁舎での運用はこの限りではない。

9 セットアップ

- (1) 賃貸借期間開始までに、契約機器を各設置場所に設置し、動作検証等を完了すること。
- (2) 機器に関するライセンス証及び取扱説明書等を添付すること。

10 支払方法

月払いとし、受注者からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

11 賃貸借期間終了後の機器の回収

- (1) 賃貸借期間終了後は、受注者の責任でシステムの機器を回収すること。
- (2) 回収するものに個人情報が含まれることがあった場合は、確実に廃棄をし、その旨を証明書等で提出するなど確実な履行を担保すること。
- (3) 上記作業のための費用は、契約金額に含む。